

安来市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項（令和7年安来市告示第156号）に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月17日

安来市長 田中武夫
(公印省略)

記

1 変更があった事項

赤江町豊島町内会の代表者の氏名及び住所

2 変更があった内容

「氏名（省略）住所 安来市赤江町（省略）」を

「氏名（省略）住所 安来市赤江町（省略）」に変更

3 変更があった日

令和8年4月5日